

長岡京市都市公園等におけるキッチンカー（移動販売車）

出店要綱

（目的）

第1条 この要綱は、長岡京市が管理する都市公園等（長岡京市又は指定管理者が管理する都市公園をいう。以下同じ。）において、移動販売車（以下「キッチンカー」という。）により飲食物を提供することで公園利用者の利便性の向上とまちの賑わい創出を図ることを目的として、長岡京市都市公園条例（昭和47年長岡京市条例第22号。以下「条例」という。）及び長岡京市都市公園条例施行規則（平成2年長岡京市規則第14号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、キッチンカーの出店申請に必要な事項を定めるものとする。

（出店場所）

第2条 キッチンカーが出店できる公園は、次の表に掲げる公園とする。

西山公園
長岡公園
勝竜寺城公園
西代里山公園
粟生畑ケ田公園
ざんていながいちひろば

（使用時間）

第3条 キッチンカーが前条の公園を使用できる時間（キッチンカーの設置及び撤収に係る時間を含む。）は、午前9時から午後5時までとする。

（出店登録）

第4条 キッチンカーの出店登録をしようとする者は、あらかじめキッチンカー出店登録申請書（別記様式第1号）に必要書類を添えて公園管理者に申請しなければならない。

2 前項の出店登録ができる者は、次の各号の全てに該当する者でなければならない。

- (1) キッチンカーを保有し、若しくはリースしている者又はその計画がある者
- (2) 公的機関から交付され、京都府内において有効な営業許可証を有する者
- (3) 食品衛生責任者又はそれに代わる資格を有する者
- (4) 食品賠償保険等に加入している者
- (5) 保健所が定める適切な衛生管理と加工ができ、販売品を衛生的に取り扱うことができる者

- 3 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、出店登録することができない。
- (1) 公序良俗に反する者
 - (2) 暴力団員及び暴力団とつながりがあるとされる者並びに公共の安全及び福祉をおびやかす恐れのある団体又は当該団体に属する者
 - (3) 前2号のほか、公園管理者が不相当と認めた者
- 4 第1項の規定による申請を受けた公園管理者は、必要と認めるときは、関係機関等に身分の照会を依頼するものとする。
- 5 公園管理者は、第1項の規定による申請を受けたときは、当該申請に係る書類により適否を審査し、適当と認めるときは、条件を付して、申請者に出店登録証を交付するものとする。
- 6 前項の規定により出店登録証の交付を受けた者（以下「出店登録者」という。）は申請時に届け出た事項に変更を生じたときは、遅滞なく届け出なければならない。

（販売品目）

第5条 キッチンカーで販売できる品目は、営業許可証の範囲内の飲食物とする。ただし、消費期限が切れている飲食物その他の公園管理者が不相当と判断したものは、販売することができない。

（申請）

第6条 第2条の公園を使用しようとする出店登録者は、当該場所に他の使用予定がないことを確認し、規則第2条第1項の申請書のほか次の各号に掲げる書類を公園管理者に提出しなければならない。

- (1) 出店登録証の写し
- (2) 消防署へ提出した露店開設届の写し（火気使用の場合に限る。）

（使用料）

第7条 使用料は、条例別表第3の(3)の表中2の項に定めるとおりとし、キッチンカーの商品を販売するために必要な人数を基礎として算定する。

- 2 前項の人数は、キッチンカーの設置及び撤収の作業のみに従事する人数を含まないものとする。
- 3 条例第10条に定める相当の理由は、出店者の責めに帰さない理由とする。
- 4 出店登録者は、前条の規定による申請後、申請した人数を超えて出店場所を使用したときは、差額の使用料を納付しなければならない。

附 則

この要綱は、令和 8 年 7 月 1 日から施行する。